

仕 様 書

1 件 名 令和8年度龍ヶ崎市下水道管路特別重点調査対策修繕

2 場 所 龍ヶ崎市向陽台地内外

3 履 行 期 間 契約の日から令和9年3月31日まで
(ただし、検査期間10日間を含む)

4 業 務 内 容

全国特別重点調査において緊急度Ⅰ・Ⅱ判定の管渠の修繕工事

- | | |
|---------------------------------------|------|
| (1) Vカット工(深さ5cm)(腐食、破損、クラック 2400mm未満) | 9箇所 |
| 補修延長1.62m/箇所 | |
| (2) Vカット工(深さ5cm)(腐食、破損、クラック 2400mm以上) | 27箇所 |
| 補修延長1.62m/箇所 | |
| (3) Vカット工(深さ5cm)(継手ズレ、本管径φ2000mm) | 9箇所 |
| 補修延長6.28m/箇所 | |
| (4) Vカット工(深さ5cm)(浸入水c、本管径φ2200mm) | 1箇所 |
| 補修延長6.9m/箇所 | |
| (5) Vカット工(深さ5cm)(浸入水c、本管径□2200mm) | 9箇所 |
| 補修延長8.8m/箇所 | |
| (6) Vカット工(深さ5cm)(浸入水c、本管径□2400mm) | 4箇所 |
| 補修延長9.6m/箇所 | |
| (7) Vカット工(深さ5cm)(浸入水c、本管径□2800mm) | 1箇所 |
| 補修延長11.2m/箇所 | |
| (8) Vカット工(深さ5cm)(浸入水c、本管径□2900mm) | 5箇所 |
| 補修延長11.6m/箇所 | |
| (9) Y字管工(本管部)(本管径□2200mm) | 1箇所 |
| 補修延長8.8m/箇所 | |
| (10) Y字管工(管口部)(本管径□2250mm) | 1箇所 |
| 補修延長9.0m/箇所 | |
| (11) Y字管工(管口部)(本管径□2900mm) | 1箇所 |
| 補修延長11.6m/箇所 | |
| (12) モルタル除去工(本管径□2600mm) | 1箇所 |

- 5 入 札 方 法 入札書には総価（消費税及び地方消費税を除く）を記載すること
- 6 支 払 条 件 検査合格後一括払いとし、適法な請求書を受理した日から３０日以内に、指定の金融機関口座に振込むものとする。
- 7 特 記 事 項 本仕様に定めのない事項及び疑問等が生じた場合は、監督職員と協議すること。

特 記 仕 様 書

この特記仕様書は、令和８年度龍ヶ崎市下水道管路特別重点調査対策修繕に適用する。

（業務数量）

- 1 当該業務における業務数量は、仕様書のとおりとする。

（工程関係）

- 2 本業務は、通常の施工時間帯（AM８：３０～PM５：００）で行えるものとするが、施工時間帯の変更が必要となった場合には、別途協議する。

（安全対策関係）

- 3 業務の履行に際し、住民、通行者及び車両等に十分配慮し、周辺環境に影響を及ぼさないよう注意して実施すること。また、安全には十分留意すること。

（産業廃棄物関係）

- 4 本工事により発生する残材等の処分については、法令を遵守し適切に処分すること。

（付近住民との対応）

- 5 業務履行に関して、付近住民との交渉を要する時、または、交渉を受けた時は、速やかにその旨を監督職員に報告し、トラブルに発展しないように、対処しなければならない。

（施設の保全）

- 6 既設構造物に損傷を与えた時は受注者の責任において復旧しなければならない。

（提出書類）

- 7 受注者は、契約締結後速やかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ作業に着手すること。

（１）着手届

（２）現場代理人及び主任技術者届

（３）工程表

- 8 受注者は、作業状況の写真を撮影すること。なお、着手前・完了後の写真は、同じ位置及び同じ方向で撮影すること。

9 受注者は、作業が完了した時は、速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 完了届
- (2) 実施工程表
- (3) 工事記録写真
- (4) 完了図書一式

10 前記各号のほか、監督職員が提出するよう指示した書類は、期限までに提出すること。

(設置)

11 受注者は、材料使用届を提出し、監督職員の承諾をうけること。

12 受注者が監督職員の指示に反して、業務等を続行した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命じることがある。

13 作業終了後は、速やかに使用機器等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

(その他)

14 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、監督職員及び受注者間での協議により決定する。

【龍ヶ崎市】全国特別重点調査緊急度Ⅰ・Ⅱ判定管路位置図



平面図 ①



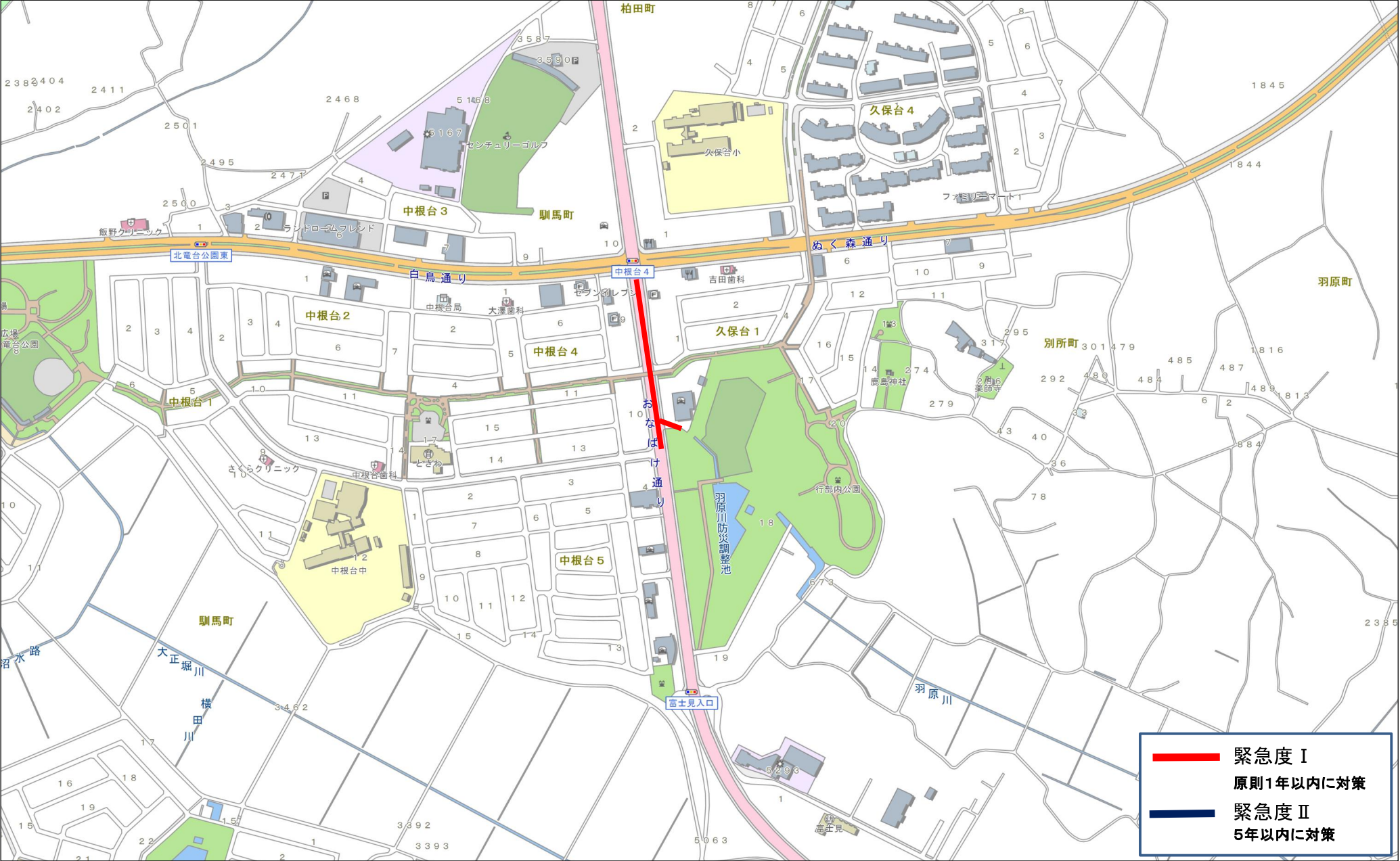
平面図 ②



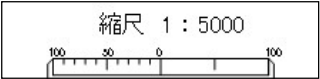
緊急度Ⅰ
原則1年以内に対策

緊急度Ⅱ
5年以内に対策

平面図 ④



平面図 ⑤



平面図 ⑥

